

四日市市こども・子育て情報WEBサイト制作及び運営管理業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本市では、これまで市公式WEBサイトにおいて、こども・子育てに関する情報を発信してきたが、総合的なWEBサイトでは「こども・子育て」などの特定テーマの情報発信には限界があり、編集可能な範囲も限られており、視認性が低く、必要とする情報までの階層が深いなどの課題があり、ユーザーが求めている情報にアクセスしにくい状況となっている。また、市内で開催されているこども・子育てに関わるイベント等の情報が集約・一元化されていないことから、認知されていないイベント等があると考えられる。このような状況を改善し、こどもやその家庭が積極的に様々なアクションを起こすことができるように、多様な体験・イベントの開催状況や悩み等の相談先などの周知を行うため、こども・子育てに関する情報を一元的にまとめたWEBサイトを制作し、運用・管理・保守を行う。

また、別業務において「市政ごいけんばん」にこどもの意見聴き取りフォームを新たに設けるため、制作するWEBサイトにおいてもこどもの意見聴き取りの周知啓発を図るとともに、教育委員会等と連携し、児童生徒に配布されているタブレット端末等を活用し、常時、こどもが意見を伝えることができる環境を整備する。

2. 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託事業の内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

(1) WEBサイトの構築

① デザイン、レイアウトの作成

UI/UXを重視し、閲覧者が使いやすく見やすい工夫や、目的の情報に容易にたどり着けるように整理されたデザイン・レイアウトとすること。そのため各ページのデザインには統一性を持たせること。特に、イベントや講座等の情報が検索しやすいことを重視すること。開発にはテスト環境を準備し、委託者の承認を得てから本環境にアップロードすること。別紙（こども・子育て情報WEBサイト構成図（案））を参考とすること。

② 四日市市イベント情報集約サイトとの連携

制作するWEBサイトにおいて、四日市市イベント情報集約サイトに掲載されるイベント情報等を掲載できるよう、API (Application Programming Interface) のデータ連携ができるシステムを構築すること。システム構築にあたっては、イベント情報集約サイトの受託者と連携し、実施すること。なお、連携するデータのファイル形式はJSON形式とし、1週間に1度の頻度で情報の受け渡しを行うこと。

③ CMS (簡易更新システム) の導入

ホームページはCMSにより新規作成し、制作後は市職員が直接更新できるようにする。また、更新については、特定のソフトやHTML等の専門的な知識も必要なく更新できるようにすること。

④ 動作確認・マルチデバイス対応

パソコンからの閲覧と同URLでスマートフォンやタブレットなどの多種デバイスからの閲覧が最適化されるレスポンシブデザインとすること。

以下のOS及びブラウザにて動作確認をすること。

Windows10以降、OSX10.11以降、Android9.0以降、iOS14以降

MS-Edge 最新版、Firefox 最新版 Google Chrome 最新版、Safari 最新版

※最新版とは、委託期間内における最新のバージョンを意味する。

⑤ アクセシビリティの確保

各ページ作成にあたっては、ウェブアクセシビリティJIS規格 (JIS X8341-3) の適合レベルAAに準拠し、障害のある人や外国人などが、コンテンツを利用する際のアクセシビリティを確保できるように配慮すること。また、多言語への変換機能を持つこと。

⑥ サーバー

ドメイン及びサーバーは、外部サーバーを新規取得して利用できるようにすること。(SSL 暗号化必須)

⑦ コンテンツの作成

(ア) トップページや各ページには、イベント情報が検索できたり、アクセス、リーフレット等を固定で掲載できたりすること。リーフレットやチラシ、参加申込書等 (PDF、Word、PowerPoint等) のアップロード、SNSや動画の組み込みについて市職員が容易に行うことができるようにすること。また、手書きイラスト等独自コンテンツを入れることができるようにすること。

(イ) トップページには、最新情報等を表示できるようにし、画像等の多彩なレ

アウトが使用できるようにすること。またサイトマップ及び文字サイズの変更機能を付けること。

(ウ) 市公式WEBサイトのこども・子育てに関するコンテンツを本サイトのデザイン、構図に合わせ引き継ぐこと。ページ構成案は委託者から別紙のとおり提示するが、より閲覧に適した構成がある場合は、受託者においても提案を行うこと。なお、コンテンツは差し替えができるようにすること。

⑧アイコンの作成

児童生徒に付与されているタブレット端末に設置するアイコンを作成すること（年4回程度）。

⑨マニュアルの作成

構築後、コンテンツ等の操作方法にかかるマニュアルを作成すること。
また、操作方法について説明会1回以上実施すること。

【企画提案事項】

- ・制作するWEBサイトのイメージを具体的に示すこと（イラストや事例でも可とする）。特に、イベント情報等の検索に関する部分については、具体的に示すこと。※複数の提案も可とする。
- ・導入するCMSを提案すること。
- ・WEBサイトの構成を提案すること。
- ・⑦コンテンツの作成について、特に工夫できるポイントを2つ以上提案すること。

(2) 運用・管理・保守

- ① 受託者は受託業務の総括責任者及び代行者を置くこととし、総括責任者は受託業務の遂行にあたって市の担当者と連絡を密に行い、業務を進めること。
- ② ホームページの運用及び管理は24時間稼働とすること。
- ③ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を遵守し、データの漏えい、改ざん、滅失、盗難、災害、事故、障害等の予防に十分に留意し、必要な危機管理対策を講じ、その責任を持つこと。
- ④ 受託者は業務遂行にあたって、業務の信頼性の確保に努め、情報の配信が安定して行えるよう利用環境の最適化を図るなど、その責任を持つものとする。
- ⑤ ウェブサイトの円滑な運用のため、四日市市からの調査依頼や技術的各種問い合わせ、資料請求に対して迅速に対応すること。

⑥ OS・ブラウザのバージョンアップに対応すること。

【企画提案事項】

・運用・管理・保守について、実施する内容や対応方法を示すこと。

4 成果品及び納入期限

(1) 成果品

下記に示す成果物をDVD-R（正副2部）に格納し、納品すること。

ア データー式

イ その他必要と認められるもの

(2) 納入期限

ホームページ公開予定日は令和7年12月1日とする。

作業スケジュールについては、受託後こども未来課に提出を行うこと。なお、上記期限は、WEBサイト公開前にテスト環境において動作確認等を行う期間を含むものとする。

(3) その他

成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、市の指示に従い、受託者の責任で補正を行わなければならない。

5 支払い

完了払いとする。

6 その他

(1) 当業務において作成した、イラストや写真など画像を含むウェブサイトのデジタルコンテンツに係る一切の著作権及びその所有権等あらゆる権利については、市と受託者で協議し、受託者が承諾したうえで市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、当業務において市と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を適宜報告するものとする。

(3) 本事業遂行上必要と認められるものであって、この仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と協議すること。

(4) 市は、本業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について支障のない範囲で協力する。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。